

特別徴収(天引き)が始まります

「広報よしおか6月号」でお知らせしました、
個人住民税（町県民税）の年金特別徴収（天引き）が、
10月支給分の年金から始まりますので
再度お知らせします。

対象となる人

平成21年4月1日時点で年齢が65歳以上の公的年金受給者で、個人住民税の納税義務のある人で、かつ年額18万円以上の老齢基礎年金または老齢年金、退職年金などを受給している人（介護保険の特別徴収と同様）です。
※6月に送付した課税明細書に、支給月ごとの特別徴収税額が明示されていますので、ご確認をお願いします。

対象となる税額

厚生年金、共済年金、企業年金などを含む全ての公的年金などに係る所得額に応じた税額が特別徴収（天引き）

の対象となります。

ただし、その税額は、老齢基礎年金または老齢年金、退職年金などから特別徴収（天引き）されます（いわゆる2階・3階部分の年金からは特別徴収されません）。

実施時期は

平成21年10月支給分の年金からとなります。

特別徴収の停止

他の市区町村への転出、税額の変更、年金の支給停止などが発生した場合、年金からの天引きが停止となり、普通徴収（納付書または口座振替で納める方法）により納めていただくこととなります。

年金からの特別徴収制度は、個人住民税の支払い方法を変更するものであり、これにより新たな負担は生じません。

10月支給分の年金から 個人住民税(町県民税)の年金

年金特別徴収の対象税額と徴収方法

年金特別徴収(天引き)の対象となる税額は、公的年金のみに係る所得に応じての税額となります。公的年金以外の所得に係る税額は、従来の徴収方法により納付することになります。

通常年度

<p>① 仮徴収 (4月・6月・8月)</p> <p>年金支給月の4月・6月・8月に、前年の10月・12月・2月の特別徴収額の3分の1ずつを天引きにより仮徴収として納付いただくこととなります。</p>	<p>② 本徴収 (10月・12月・2月)</p> <p>年金支給月の10月・12月・2月に、年税額から仮徴収分を差し引いた残額の3分の1ずつを天引きにより本徴収として納付いただくこととなります。</p>
--	--

〈通常年度〉

期別	上半期(仮徴収)			下半期(本徴収)		
徴収の方法	特別徴収(年金から天引き)			特別徴収(年金から天引き)		
年金支給月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
納税額	前年の下半期の額の3分の1ずつ (通常は前年度の2月分と同額)			年税額から仮徴収分を差し引いた残額の3分の1ずつ		

特別徴収を開始する年度

<p>① 普通徴収 (6月・8月)</p> <p>新たに年金特別徴収の対象となった最初の年度は、普通徴収(納付書または口座振替による納付)の納期(1期、2期)で、年税額の4分の1ずつを納付いただくこととなります。</p>	<p>② 特別徴収 (10月・12月・2月)</p> <p>年金支給月の10月・12月・2月に、年税額の6分の1ずつを、天引きにより納付いただくこととなります。</p>
--	--

〈特別徴収を開始する年度〉

期別	上半期		下半期		
徴収の方法	普通徴収(納付書または口座振替)		特別徴収(年金から天引き)		
年金支給月	6月	8月	10月	12月	2月
納税額	年税額の4分の1ずつ		年税額の6分の1ずつ		

※平成21年10月支給分より年金特徴が始まります。このため、年金特徴の対象者の人は、平成21年度については「特別徴収を開始する年度」による徴収方法となります。
(注意)説明書中の「年税額」は、公的年金のみに係る税額を「年税額」と表記しています。